

安来市煙火消費の手引き

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和3年4月5日改訂)

目 次

		頁	
第 1 章 煙火消費に必要な諸手続き	2	～	3
第 2 章 消費許可申請書について	4	～	6
第 3 章 消費の基準	7	～	8
第 4 章 安全対策について	9	～	10
第 5 章 大会当日に行うこと	11	～	12

別添

- 1 保安管理組織図
- 2 緊急連絡体制図
- 3 警備計画書
- 4 煙火消費に係る関係機関等の手続き
- 5 煙火消費実施状況報告書

別表

- 1 保安距離
- 2 防護措置等

用語の凡例

- (1) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）は、以下「法」という。
- (2) 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）は、以下「規則」という。
- (3) 安来市火薬類取締法施行細則（令和元年安来市規則第 15 号）は、以下「市細則」という。

第1章 煙火消費に必要な諸手続き

1 火薬類消費許可

- (1) 火薬類消費許可申請書は、原則として主催者の代表者名で行うこと。
- (2) 申請は、安来市消防本部予防課危険物保安係へ行うこと。
申請に先立ち、多くの場合花火打揚を実施する場所の所有者等の土地使用承諾書を取り、申請書に添付する必要があること。
- (3) 打揚には、公益社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を有するものが当たらねばならない。申請書には打揚従事者名簿を添付すること。
- (4) 申請書は3部提出し、1部は所轄の公安委員会に回付され、意見照会が行われるものである。
- (5) 申請書は、公安委員会の意見照会が行われるため、1ヶ月前までに提出すること。
- (6) 申請手数料として、7,900円を要する。
- (7) 現地調査、公安委員会の同意を得て「火薬類消費許可証（煙火）」が交付される。

なお、申請内容の記載事項に変更が生じた場合は、記載事項変更届が必要となる。煙火の種類、数量（増加）、目的、日時や危険予防の方法に変更があったときは新たに許可申請をしなければならない。申請はよく留意して行うこと。

2 煙火の打上げ又は仕掛け届出書

一定数量以下の許可を要しない打揚の場合は、煙火消費の許可申請と同じ記載事項を添付して「煙火の打上げ又は仕掛け届出書」を2部提出し、うち1部に受付印を押印し返却するものである。なお、許可を要しないが、第3章消費の基準を遵守すること。

無許可で打揚げられる範囲は次のとおりとなる。

打揚煙火（観賞・信号用）

①直径 10cm 超、14cm 以下	①10 個以下	} ①～②の総数 25 個以下	} ①～③の総数 75 個以下
②直径 6cm 超、10cm 以下			
③直径 6cm 以下			

仕掛煙火（観賞用）	使用する炎管の数	200 個以下
ファイヤークラッカー等の爆発音を出す筒物		300 個以下
爆竹類（一定規格で一連30本以下に限る）		300 個以下
競技用紙雷管		無制限

3 演出効果用煙火

映画、若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出用に用いられる煙火(打揚煙火を除く)は一定数量以下であれば許可を要さないが、屋内での使用は安来市火災予防条例等により裸火の使用又は危険な物品持込が禁止されている場所での煙火使用となるため、「禁止行為」の解除手続きが必要となる。

無許可で消費できる範囲は次のとおりとなる。

原料火薬・爆薬量			
①30g超、50g以下	①5個以下	①～②の総数 35個以下	①～③の総数 85個以下
②15g超、30g以下			
③15g以下			
発煙筒・撮影用照明筒			無制限
爆薬(爆発音を出すためのものに限る)	0.1g以下		無制限

4 航空法の許可通報手続き

飛行場の近くや、航空路にあたる場所で花火を打揚げるときは、色々な規制がある。地域により打揚げの禁止や高度規制がされ、空港長(管理事務所)の許可を受ける場合と通報を要するときがあるため注意すること。

5 海上保安庁の許可、港湾局の許可、漁業組合の承諾、その他手続き

船の航行が激しい港や、海上でハシケ(台船)を使って打揚げるときは海上保安庁、港湾局などの許可が必要となる。また、漁業組合の了解や保安距離内にある住宅等の承諾を求められることもあるため注意すること。

6 警察署の許可

保安距離の中に道路があるような場合や観客席に道路を使用するときは、警察署の許可が必要となる。

7 関係町内会(自治会)等への事前通報

第2章 消費許可申請書について

1 申請書の提出先

申請書の提出先は、安来市消防本部予防課危険物保安係に提出すること。

2 提出書類の注意点

(1) 火薬類消費許可申請書（規則様式第29）

ア 申請者

申請者は花火大会の主催者あるいは、煙火打揚業者のいずれかであること。

イ 名称

申請者の名称を記載する。任意団体（実行委員会等）の場合は、責任関係の分かる資料を添付すること。

（注1）

「実行委員会」といっても、組織の位置づけや構成は種々のものがある。

事例①：連合自治会の内部組織として実行委員会をつくっている。

事例②：昨年と同じ名称を使っているが、全く別の構成員が実行委員会をつくっている。また、事務局が名目上と実際で異なる。

事例③：昼間を含むイベント全体の実行委員会と夜間実施する花火大会の実行委員会が別組織になっている。昼間のイベントを行っている最中に近くで煙火消費の準備を行う。

ウ 事務所

申請者（実行委員会等）の事務所を記載すること。

エ 職業

申請者の業種を記載すること。なお、実行委員会等の場合は、代表者の職業を記載すること。

オ 住所

原則として、代表者の住民票に記載されている住所を記載すること。

カ 種類数量

打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛煙火の数量を記載すること。

がん具煙火に類似した小型の中国製花火（通称：小型煙火）についても消費許可が必要となる。

また、スターマインについては、「仕掛煙火」の欄のほかの仕掛煙火とともに台数を記載すること。さらに、スターマインの内訳（大きさ及び数量）を記載した別紙を添付すること。

キ 目的

申請者が考えている正式名称を含め、目的を明瞭に記載すること。

ク 場所

煙火を消費する場所を具体的に記載し、配置図を添付すること。

また、第三者の土地に係るものにあつては、承諾書の添付が必要となる。

ケ 日時

具体の消費予定時刻について記載すること。

複数日にまたがり、それぞれの時間帯が異なる場合、年月日と最大の時間帯を申請書に記載し、詳細は別紙を添付すること。

なお、順延（予備日）がある場合は、消費計画書へ年月日及び時間帯を記載すること。

コ 危険予防の方法

観覧者及び保安物件等並びに消費作業従事者に対する危険予防の方法を具

体的に記載すること。

欄内に記載できない場合は、危険予防の方法を記載した別紙を添付すること。

(2) 火薬類（煙火）消費計画書（市細則様式第9号の2）

この消費計画書には、次の資料を添付すること。なお、保安距離を短縮する必要がある場合は、その旨を消費計画書に記載する必要がある。

ア 保安管理組織図（別添1）

イ 緊急連絡体制図（別添2）

ウ 消費場所への案内図

エ 消費場所付近の見取図

縮尺率、方位を記載し、消費場所を中心とする概ね半径500mの範囲の保安物件に対する距離を記載すること。

オ 打揚場所の配置図

縮尺率、方位を記載し、打揚筒、仕掛煙火、煙火置場、火気の取扱い場所、点火位置及び退避場所等の配置状況並びにその間の距離を記載すること。

カ 仕掛煙火の種類

仕掛煙火の種類、構造を記載すること。

小型煙火：規模（筒の内径、長さ）、飛散距離、数量

わく物：枠の大きさ（横幅、高さ）

滝：滝の大きさ（長さ、高さ）

スターマイン：大きさ、数量

キ 煙火置場の構造、材質

煙火置場の構造、材質を記載すること。寸法についても可能な範囲で記載すること。

打揚筒等の設置場所と20m以上の距離がとれない場合には防護措置についても記載する必要がある。

ク 打揚従事者及び手元に置く煙火の防護措置

人が直接火種で点火する場合等手元におく場合に必要となる。

ケ 保安距離を短縮する必要がある場合の方法等

保安距離を短縮する必要がある場合は、その方法等具体的方法を記載すること。

コ 打揚筒の設置固定方法等

煙火の設置固定方法、特別な取扱いを要するものについてはその方法を記載すること。

斜め打ち、空中及び水中（水上）に設置固定するもの、ロケット等空中を推進するものについては必ず記載すること。

サ 保安距離を協議する必要がある場合

保安距離の協議を要する場合には、煙火の仕様、取扱方法及び消費現象に関する資料を添付すること。

シ 実施、中止の判断基準、方法、時期、連絡方法

(3) 申立書、煙火消費従事者名簿及び煙火消費保安手帳の写し

煙火業者は、従事者全員が法第23条の規定に該当しない旨の申立書を添付すること。

従事者全員の名簿及び手帳の写しとし、総括責任者、現場責任者を明示し、名簿には、氏名、住所、年齢、手帳番号及び煙火保安講習受講年月日を記入するとともに、全体の人数を記載すること。

(4) 警備計画（別添3）

警備計画には、次のものを記載すること。

ア 主催者の警備組織（警備組織図、警備責任者、警備員総人数）

イ 主催者の警備計画

打揚場所の配置図を中心に保安距離内に観衆その他の人が立ち入らないよう定めた立入禁止区域の明示、立入禁止境界線の設置方法、警備員の配置計画（位置、人数、時刻、役割）を記載したもの。

なお、交通規制等を行う場合には警備計画に含めて記載すること。

ウ 警備計画には、花火打揚げの準備段階から消費までの時刻を追った警戒区域を設定すること。

前日、煙火搬入時、搬入後、準備作業中、消費開始前、解除条件など。

山の場合 : 例) 車道の閉鎖

河川の場合 : 例) 釣り人の退去

海の場合 : 例) 同上、ウインドサーファー、釣り船の退去

煙火が搬入されてから消費までの間の保安距離の確保についても考慮すること。

警備解除は、煙火業者が安全確認を終了するまで解除しないことし、安全確認がなされるまで、保安距離内に観客等が侵入しないよう警備を継続すること。

(5) 煙火消費に係る関係機関等の手続き（別添4）

ア 建築物等の所有者等に対し、煙火消費上の保安物件とみなさないことについて書面で同意を得ている場合、又は消費場所の使用許可等を取得した場合には、当該別添4の表に該当する書類を添付すること。

イ 航空法の規制について

航行する航空機の安全を確保するため、航空法（昭和27年法律第291号）により下記の空域に煙火を打ち揚げる場合には、大阪航空局美保航空事務所へ許可申請書の提出又は通報することが定められている。

(ア) 許可申請書の提出

美保空港を中心とした半径9kmの区域であって、地表又は水面から高さ150m以上の高さの空域

(イ) 通報

① 美保空港を中心とした半径9kmの区域であって、地表又は水面から高さ150m未満の高さの空域

② 航空路内（各空港を結んだ幅およそ20kmの空域）の地表又は水面から150m以上の高さの空域

③ 地表又は水面から250m以上の高さの空域

3 許可を受けた内容に変更があった場合

火薬類消費・廃棄許可申請書等記載事項変更届（市細則様式第17号）を提出する必要がある。

なお、火薬類の種類及び数量（増加）、目的、日時（期間）並びに危険予防の方法に変更があった場合、新たに消費許可の申請をすること。

第3章 消費の基準

当市における煙火の消費基準は、次のとおりである。

なお、当市消費基準に定めのない項目については、社団法人日本煙火協会編集の「煙火の消費保安基準」によるものとする。

1 消費場所の基準

仕掛煙火、打揚煙火（割物、吊物、音物）の別、打揚煙火の大きさ、あるいは消費場所の地形、附近建物の構造、観覧者に対する警備、警戒、消防活動の防災対策等により一律の規定は困難であるが「保安距離」の基準は次のとおりである。

（1）煙火打揚筒の端を基準として、別表1に掲げる距離を保安距離とする。ただし、煙火の種類、警戒体制等その他の状況により保安距離を増減することができる。

スターマインは別表1に掲げる打揚筒の保安距離を準用する。

（2）仕掛煙火又は手筒煙火は種類、数量に応じて別表1の保安距離とする。なお、開発するものにあつては、飛散距離の端を基準として別表1に掲げる距離を保安距離とする。

（3）吊物煙火については、保安距離のほか高压電線、電車の架線等を十分に考慮すること。

（4）保安距離内には、家屋の密集がなく、かつ、観覧場所を設置しないこと。

なお、次の条件を全て満たす場合は、保安距離内に家屋があつても差し支えない。

ア 所有者等の同意が得られていること。

イ 災害防止対策（消火体制等）が実施してあること。

ウ 消費時間帯に家屋への出入りがないこと。

また、交通制限可能な道路は、交通制限すれば差し支えない。

（注）家屋：人が1日の相当部分にわたって居住、勤務又は出入りする住家、事務所、店舗、図書館その他これに類する建築物をいい、倉庫、物置、厩舎等は含まれない。

密集：普通規模の家屋おおむね10軒以上が社会通念上群をなしている状態をいい、行政区画、住民の業態とは関係ないものである。

2 消費上の注意

消費中の事故として多いのは、筒ばね（みちびの効果がなく、筒口附近で爆発する場合）、すわり爆発（打揚火薬を入れなくて点火し、筒内で爆発する場合）、地上開発（不発玉が地上に落下して爆発、または地上にある煙火のみちびが飛火したため着火して爆発する場合）等であるが、これを防止するための措置として次のことを行うこと。

（1）消費前に1個ずつみちびを点検すること。

（2）打揚火薬を入れ忘れないこと。特に早打ち煙火については、張り込み打揚火薬の脱落の有無を点検すること。また、製造後、日時の経った古いものについては、吸湿に注意すること。

（3）斜め打ちにおいては、試射で算出した打揚距離になるように、打揚火薬の量を間違ふことのないよう注意すること。

（4）打揚筒の附近に煙火を置く場合は、必ず防災シートを被せるか又はふた付の容器に入れること。

- (5) 打揚筒は確実に固定すること。
- (6) 打揚作業従事者の危険予防のため打揚筒の周囲には、煙火玉の直径及び離隔距離に応じて別表2の防護措置を行うこと。
なお、電気点火で打揚筒と打揚作業従事者が20m以上離れている場合はこの限りでない。
- (7) 手筒煙火の消費においては、次のことに注意すること。
- ア 消費計画に記載されている火薬類を取り扱う必要のある者のうち、特に定めた者に限るものとする。
 - イ 強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、消費を中止すること。
 - ウ 他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。
 - エ 薬量が1.8kg（鉄粉を含む。）を超える手筒煙火は、点火してからの火の粉、火花が十分に噴出するまで、筒を手を持って（抱えることを含む。）はならない。
 - オ 火の粉が十分に噴出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。
 - カ あらかじめ定めた危険区域内に関係者のほかは立入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
 - キ 同時に乱玉等の仕掛煙火を消費してはならない。
 - ク 点火しても火の粉が噴出さないときは、噴出口を覗き込まずに、噴出口から筒に多量の水を注水すること。
 - ケ 消火用水、バケツ等を用意すること。

第4章 安全対策について

主催者及び打揚業者は、法令に定めるもののほか、次のことを遵守し煙火消費の安全を図ること。

1 危険区域（立入禁止）の設定について

消費に際しては、保安距離を確実に確保するため、関係者以外の立ち入りを禁止する危険区域（保安距離を含む区域）を打揚場所の状況に応じて具体的に設定すること。

また、準備作業中においても、煙火が地上開発した場合の危険等を防止するために必要な危険区域を設定するようにすること。

2 黒玉防止対策の実施について

黒玉の発生を防止するため、親みちの着火を確実にする対策及び不点火の危険性が高い雨の日の対策を事前に実施すること。

(1) 親みちの処理

ア 親みちに火薬を塗る、又は薬紙若しくは着火線を付ける等の不点火防止策を実施すること。

イ 煙火玉を早打ち方式で消費する場合は、7号以上の煙火玉にはあらかじめ早打ち用の火薬を取り付けるための紙袋になる紙を貼り付けておくなど、薬こぼれしにくい取付け方法ができるものを使用するようにすること。なお、販売業者が消費する場合には、煙火玉の発注時にそのことを指定すること。

ウ 早打ち用の煙火玉の打揚火薬は、原則として打揚火薬と煙火玉の親みちが接触するように取り付けること。

(2) 雨の日対策

雨天における煙火の打揚準備は、次の方法で行うこと。

ア 親みちの処理は全て煙火製造所で事前に行う。

イ 補助作業員を通常時より増やす。

ウ 準備作業は、湿気・雨滴等の影響を受けないようテント等の中で行う。

エ 準備が終了した打揚筒は、ポリシート等でカバーする。

オ 消費する直前の検査は厳重に行う。

3 保安管理体制の整備について

主催者及び煙火業者は、次の保安管理体制を整え、消費会場の安全確保を図ること。

(1) 主催者側の組織（役割）

ア 煙火最高保安責任者の選任（安全確保の統括管理）

イ 煙火保安責任者の選任（消費会場における主催者側の責任者）

ウ 煙火連絡責任者の選任（主催者側の保安担当者）

(2) 煙火業者側の組織（役割）

ア 煙火消費総責任者の選任（煙火業者側の最高責任者で統括管理）

イ 消費現場責任者の選任（消費場所における保安責任者）

ウ 班業務責任者の選任（現場責任者の指示のもと従事者を指揮）

4 点検について

消費現場責任者は、打揚煙火等の点検及び従事者の安全対策等の実施状況について、各業務責任者に下記の点検を行わせ、その実施状況を確認すると同時に、その結果を主催者に報告すること。

- (1) 消費場所の煙火置場等の設置状況の点検
- (2) 煙火置場の設置状況の点検
- (3) 打揚煙火、仕掛煙火、打揚火薬等の点検
 - ・煙火玉の表面及び導火の切口の吸湿の有無
 - ・煙火玉の表面の状況及び変形の有無
 - ・導火線の取付け状況及び損傷の有無
 - ・早打ち用の煙火玉への薬包の取付け状況及び火薬量
(打揚直前にも点検を実施)
 - ・わく物等の固定状況
 - ・小型煙火の緊縛、固定状況
 - ・打揚火薬の吸湿の有無
- (4) 打揚筒の点検
 - ・筒の亀裂、穴、凹凸、変形の有無
 - ・紙筒については上記のほか、吸湿及び内面の剥離の有無
 - ・筒の設置状況
- (5) 従事者の安全対策等
 - ・従事者の安全対策
 - ・打揚筒の設置場所に携行された煙火の防護措置
- (6) 火災予防対策・盗難防止対策
- (7) 不発・黒玉の発生状況、未消費の煙火・火薬類の状況

5 気象状況の監視について

主催者及び煙火業者は、消費会場に風向・風速計を設置し、開始前及び消費中の気象状況を監視すること。

6 映画の撮影等で地中に埋没させる煙火の消費方法について

- (1) 煙火の覆土には、石塊類を含まないものを使用すること。
- (2) 点火の位置は、埋没地点が監視できる場所とし、危険のないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- (3) 消費に際しては、立入を禁止する危険区域を明示し、関係者以外は立ち入らないような措置を講じること。

7 不発煙火の回収について

黒玉が発生した場合は、その処理又は安全が確認されるまでは、次の打揚は行ないこと。

なお、消費終了後、消費会場を見回り、不発煙火（黒玉を含む）の回収を行うとともに、翌日の朝も同様に実施すること。

第5章 大会当日に行うこと

1 必要な施設の設営

本部、警備本部、救護所。
照明・放送設備、ゴミ回収箱、便所などの施設。
立入禁止線（危険区域）の縄張り。

2 天候上の原因による危険があるときは、打揚を中断（中止）する

強風（警報発令時又は10 m / s以上）、火災警報発令時、大雨或いは打揚場所
が船上の場合は波浪が激しく保安上支障がある場合は、煙火の打揚を中断又は中
止すること。

3 花火を中止又は延期する時は広報を行う

当日雨天等で花火大会を中止又は順延するときは、決定次第速やかに広報する
こと。判断する時刻や広報の方法等を予め決めておくことよい。

4 花火打揚現場との連絡手段を確保する

プログラムの進行を円滑にするため、花火打揚現場と主催者側の進行係とはト
ランシーバー、携帯電話等で緊密に連絡するようにすること。

5 車等を危険区域外に移動する

保安距離内に駐車している車等がある場合には、保安距離外に移動してもらう
こと。突然移動させようとするとトラブルを起こしやすく、事前にその場所が花火
大会中は危険区域内になることを十分周知しておくこと。

6 危険区域の見張りをする

立ち入りを禁止する危険区域には、主催者側の連絡係などの要員もなるべく立
入らないこと。往々、飲酒者やアベック等が立入る、又は無人航空機（ドローン）
が上空付近を飛行する例があるため、警備員の配置、放送等による警告、その他安
全を確認した後で花火打揚を実施すること。

7 救護班を設置する

花火の燃えカスが観客の目に入ることがあるので、洗眼の用意等をし、救護要員
を配置するとよい。

8 打揚従事者を確認する

当初予定していた打揚従事者（一種手帳、二種手帳、臨時手帳）であることを確
認すること。（一種、二種、臨時手帳所持者の変更は、申請時に添付した名簿内で
の入替えに限って認められている。）

申請時に添付した名簿内に記載のない補助作業員については、当日の補助作業
者を記載した書面を提出すること。

※補助作業員とは、直接点火作業以外の作業に従事し、手帳保持者の作業を補助
するものをいう。

9 消費中は風の状況を監視する

風向風速計によって消費中の風の状況を監視すること。

1 0 花火終了後の安全確保を図る

花火大会の観衆はバラバラに集まり、一斉に帰るので、観客の誘導、足元の安全確保（照明、特設階段、手摺りの設置など）に留意して混乱のないようにすること。

また、会場の清掃、打揚現場の清掃（残火薬の有無の点検）、黒玉の回収等の分担、方法等を予め決めておくこと。

1 1 打揚を中断する場合の準備をしておく

災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認められるとき、市長から消費者その他火薬類を取り扱うものに対して、煙火消費を一時禁止し、又は制限の指示があるので、直ちに対応が取れるよう、予め連絡の体制を整ること。

1 2 許可証の返納

主催者は、煙火の消費終了後（中止、順延を含む）、速やかに許可証を返納すること。このとき煙火消費実施状況報告書（別添5）を併せて提出すること。

煙火消費実施状況報告書の作成にあたっては、煙火業者の現場責任者から煙火消費について報告を受ける等緊密な連携を図ること。